

平成30年北海道胆振東部地震にかかる
九州保育三団体協議会被災地支援募金事業
実 施 要 綱

1 目 的

本事業は、名称を「平成30年北海道胆振東部地震にかかる保育三団体被災地支援募金事業」とし、平成30年9月6日に発生した北海道胆振地方中東部を震源とする地震による災害の被災地域における保育所等および保育活動等を支援することを目的とする。

2 実施主体

募金事業の実施主体は、九州保育三団体協議会とする。

3 募金の期間

募金の期間は、平成30年11月19日から平成31年1月18日までとする。ただし、状況に応じ九州保育三団体協議会で協議のうえ、延長することができるものとする。

4 募金の管理

募金は、九州保育三団体協議会の口座で管理することとする。

5 募金の配分先

保育三団体に加盟している北海道の保育団体へ全額募金する。